鳥インフルエンザ防疫対策庁内連絡会議　次第

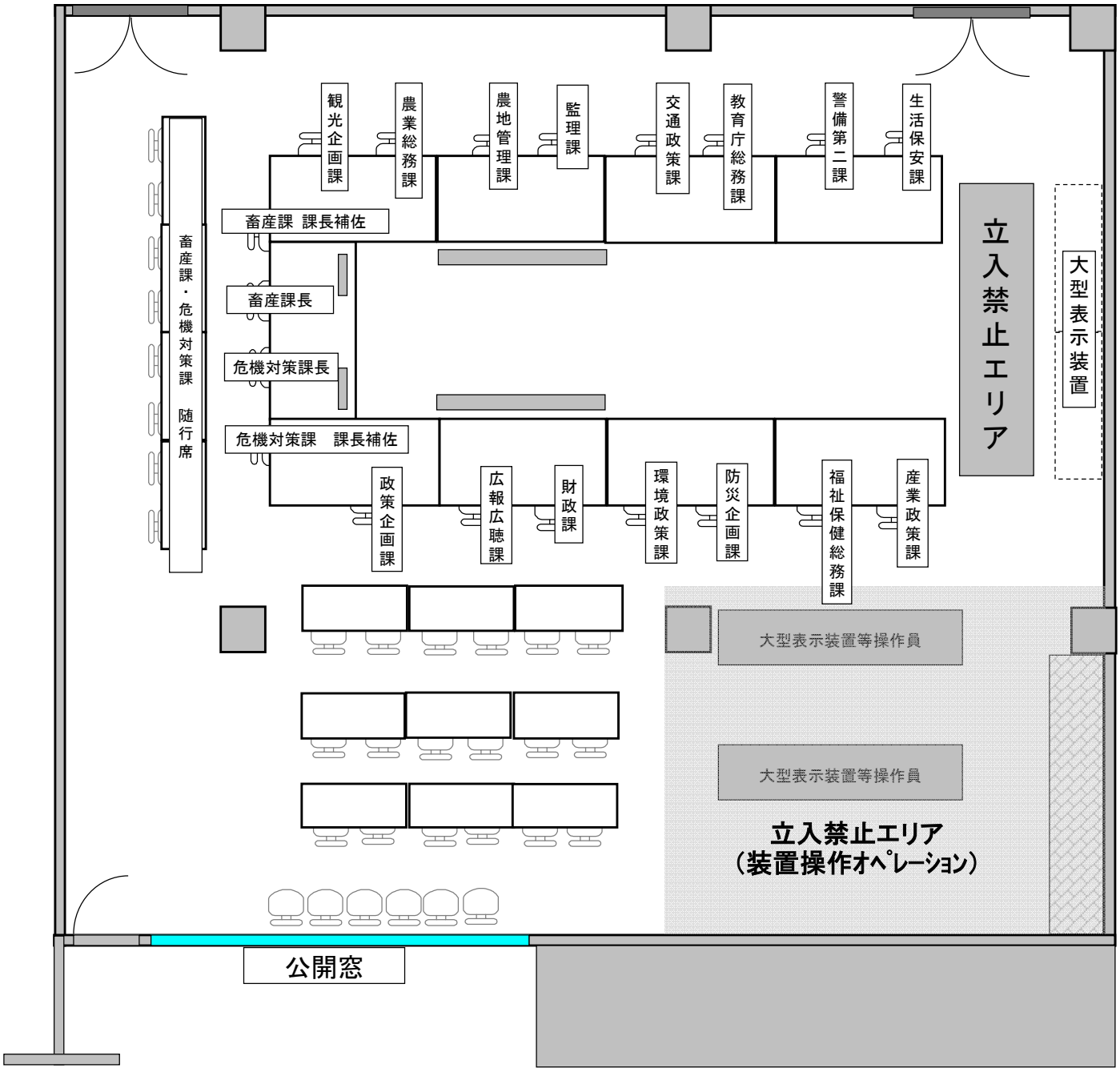
令和８年 11 月 12 日（木）13:15～
危機管理センター災害対策本部会議室

１　県外における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

２　高病原性鳥インフルエンザ発生時の体制について

鳥インフルエンザ防疫対策庁内連絡会議　配席図

（令和８年11月12日（木）13:15～）　危機管理センター災害対策本部会議室



プレスリリース

京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

令和8年11月12日
農林水産省

本日、京都府の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内1例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：京都府亀岡市
飼養状況：約20万羽（採卵鶏）

2.経緯

（1）令和8年11月11日（水曜日）、京都府は、府内亀岡市の農家から飼養家きんで異状がみられるとの通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
（3）11月12日（木曜日）8時30分、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

防疫対応に遺漏の無いよう、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施いたします。

（1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
（2）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
（3）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
（4）京都府との面会等により、京都府と緊密な連携を図る。
（5）必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
（6）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
（7）京都府の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

（8）「疫学調査チーム」を派遣。
（9）全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
（10）関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年11月12日（木曜日）8時30分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。鳥インフルエンザについて | 食品安全委員会 - 食の安全、を科学する　(外部リンク)
（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：防疫業務班
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292

Copyright：Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

養鶏関係者各位

令和8年11月12日
〇〇家畜保健衛生所

【今シーズン国内1例目】京都府での高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

1 農場概要

所在地：京都府亀岡市
飼養羽数：採卵鶏、約20万羽

2 経緯

・11月11日、京都府は、亀岡市の農場から飼養家きんに異状がみられる旨の通報を受け、立入検査を実施し、簡易検査で陽性と判明。
・11月12日、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

県内でも発生リスクが高まっています！
いま一度、農場における防疫対策を強化しましょう

〇人、物、車両の入出時対策

☐ 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
☐ 着衣前後での交差のない動線、明確な境界の確保
☐ 適切な車両消毒、手指消毒の実施
☐ 家きん舎毎の専用の靴の使用

〇家きん舎への野生動物侵入防止・誘引防止

☐ 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
☐ ねずみ及び害虫の駆除、鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
☐ 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理等により誘引を防止

〇農場周辺のため池・野鳥対策

☐ 水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
☐ カラス対策としてテグス等を活用
☐ 農場周辺の野鳥を誘引する環境の解消

〇粉じん対策

☐ 鶏舎周辺への散水・消毒
☐ 特に、換気前や出荷作業前等には消毒液散布を実施

※異状が見られたら直ちにご連絡をお願いします。

〇〇家畜保健衛生所　電話：××-×××
（夜間・休日：０９０－×××－××××）

令和８年 11 月 12 日
畜　　産　　課

令和８年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生状況及び対応状況

１　県外の発生状況

（１）家きんにおける発生状況

令和８年 11 月 12 日に京都府で今シーズン１例目の発生が確認された。

（２）野鳥等における発生状況

令和８年 11 月２日に秋田県及び北海道で回収された死亡野鳥、鹿児島県で採取された環境試料（水）で遺伝子検査陽性の事例が確認されている。

２　県内の発生状況

（１）家きんにおける発生状況

家きんでの発生は確認されていない。

（２）野鳥における発生状況

野鳥での発生は確認されていない。

３　県内における対応状況

（１）養鶏場への衛生対策指導及び注意喚起

家きんでの確認事例等について情報提供及び注意喚起を実施。

野生動物の侵入防止対策の実施など、飼養衛生管理基準の遵守徹底を繰り返し指導するとともに、発生予防対策の強化に有効な施設等の整備や、鶏の異常の早期発見及び早期通報を指導。

（２）野鳥対策

農場周囲のため池等において、水抜き等の野鳥飛来防止対策を実施。

（３）その他

全県防疫訓練を９月 10 日に実施。その後、順次、地域振興局ごとに地域訓練を実施している。

農場一斉消毒を例年より早期に実施（10 月５～11 日までの間）。

（参考１）新潟県内の飼養状況

畜種	農場数（戸）	飼養羽数
鶏	96	6,749,999
（うち採卵鶏）	76	5,562,230
（うち肉用鶏）	20	1,187,769

※農 場 数；家畜保健衛生所調査による（R8.10.31 時点、飼養羽数 100 羽以上）
※飼養羽数；県畜産課生産実態調査による（R8.2.1 時点）

（参考２）新潟県内での野鳥及び家きんの初発月日

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
野鳥等	11/18※1 (阿賀野市)	－	10/16 (新潟市)	12/1 (新発田市)	10/21 (長岡市)	11/12 (新潟市)	－
家きん	－	－	11/18※2 (阿賀町)	－	10/26 (上越市)	11/4 (胎内市)	－

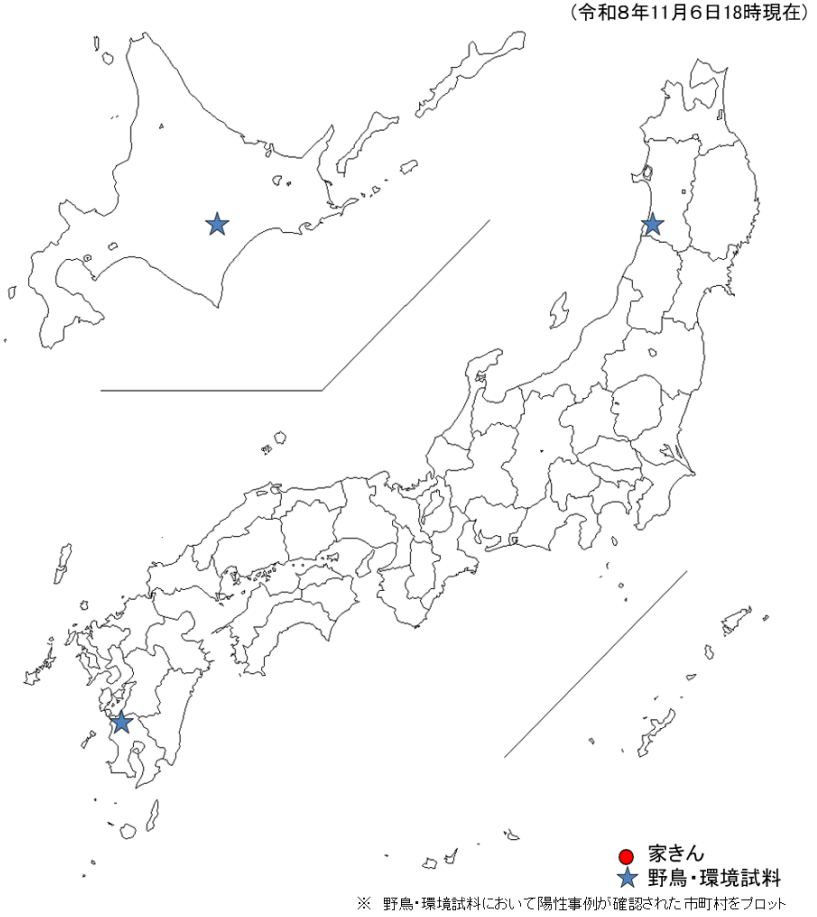
※１：簡易検査又は遺伝子検査で陽性となった日
※２：疑似患畜が確認された日

出典：農林水産省「令和8年度 鳥インフルエンザに関する情報について」

鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和７年シーズン**は、**16道府県24事例**で発生。
○ **令和８年シーズン**は、**野鳥について陽性事例３例**を確認。

令和８年シーズンの発生状況



※ 野鳥・環境試料において陽性事例が確認された市町村をプロット

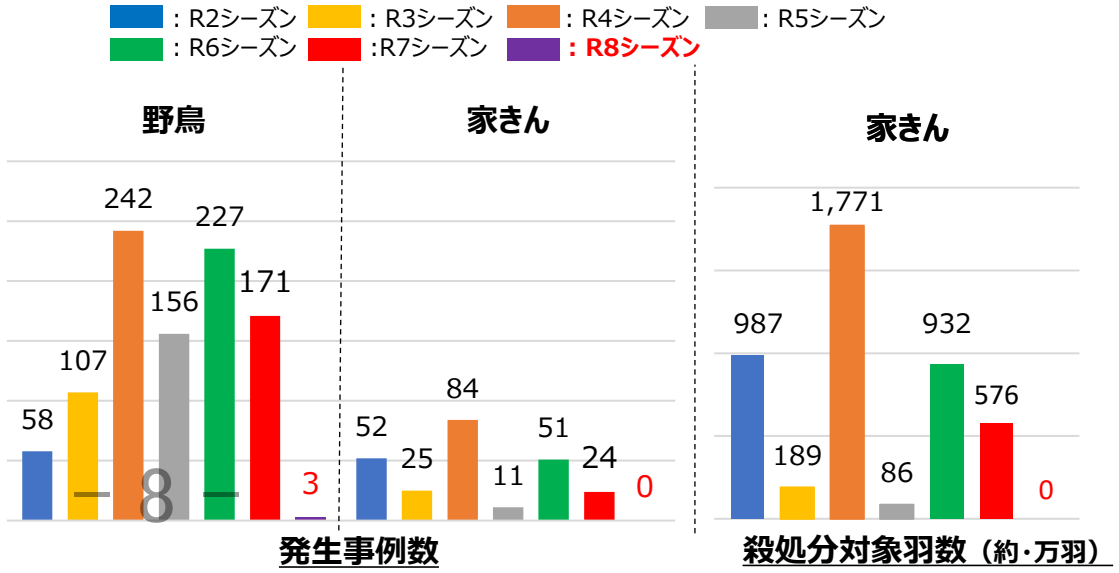
過去シーズンとの比較

（１）初発、最終確認日

シーズン		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン	**R8シーズン**
初発	野鳥	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	10月15日	**11月２日**
	家きん	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日	
最終確認	野鳥	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	5月22日	
	家きん	３月13日	５月14日	４月7日	４月29日	２月１日	4月22日	

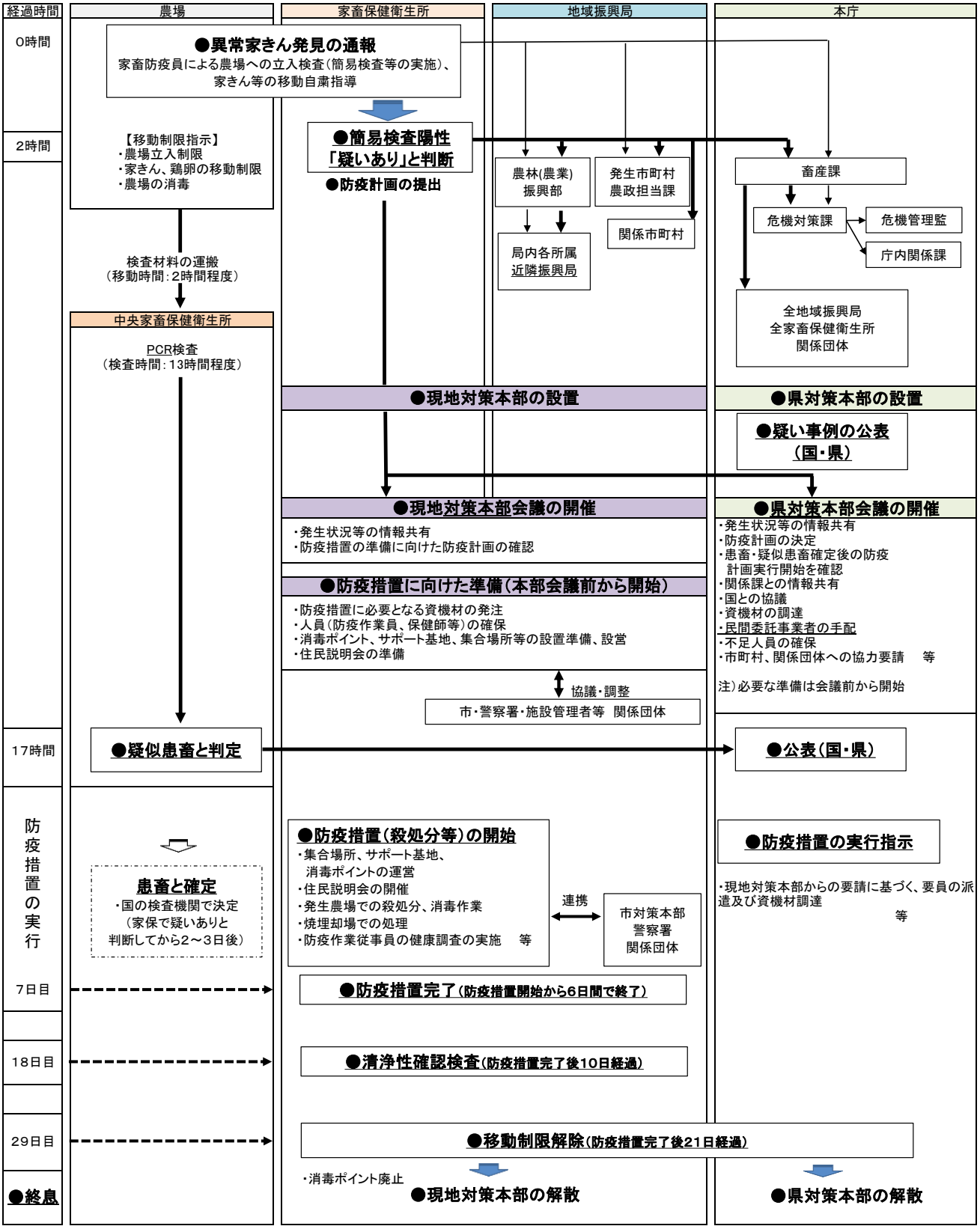
（注）野鳥の日付は回収日

（２）発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照

別紙1　鳥インフルエンザ防疫対応フロー



（注）経過時間（防疫措置の実行以後の時間）は、「飼養規模：200,000羽、焼却処分」を想定したもの。

別紙1

県対策本部の組織統括図

